

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例（令和7年1月11日京都市条例第21号）（上下水道局下水道部管理課）

令和6年能登半島地震を踏まえ、国土交通省から全国の自治体に対し、災害その他非常の場合（以下「災害時等」という。）に当該自治体が指定する指定下水道工事業者（以下「指定業者」という。）の確保が困難になると判断されるときは、他都市等の指定業者による排水設備工事の施行を可能とするため、条例等の改正について検討されたい旨の通知がありました。このため、本市においてもこれに基づき、災害時等において管理者が必要と認めるとときは、本市指定業者に加え、他都市等の指定業者が排水設備工事を設計・施行することができるよう規定を整備しました。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例を公布する。

令和7年1月11日

京都市長 松井孝治

京都市条例第 21 号

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市特定環境保全公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項本文中「工事(」の右に「管理者が定める軽易な修繕工事を除く。」を加え、「工事着手前」を「当該排水設備工事に着手する前」に、「当該工事」を「当該排水設備工事」に改め、同項ただし書きを削り、同条第2項中「第5条第2項」を「第5条第2項本文」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の公共下水道管理者が排水設備工事を施行することができる者として指定をした者が排水設備工事を設計し、及び施行する必要があると認めるときは、当該者は、排水設備工事を設計し、及び施行することができる。

第7条第3項前段中「指定下水道工事業者」の右に「(前項ただし書きの規定により排水設備工事を設計し、及び施行することができることとされた者を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「(管理者が定める軽易な修繕工事を除く。)」を削る。

第10条中「(同条第1項に規定する特定事業場をいう。)」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(上下水道局下水道部管理課)